

(地方自治法の特例)

第十五条 都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）又は第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村（特別区及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合を含む。以下この条において同じ。）が処理することとした場合（当該都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。）において、当該市町村が処理する事務（以下この項において「特例事務」という。）に係る経由事務（同法第二百五十二条の十七の三第三項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。）を行わないことが、当該都道府県の実務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務については、同法第二百五十二条の十七の三第三項（同法第二百八十三条第一項及び第二百九十一条の二第三項の規定により適用し、又は準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

【事業の名称】 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業

【現行制度の概要】

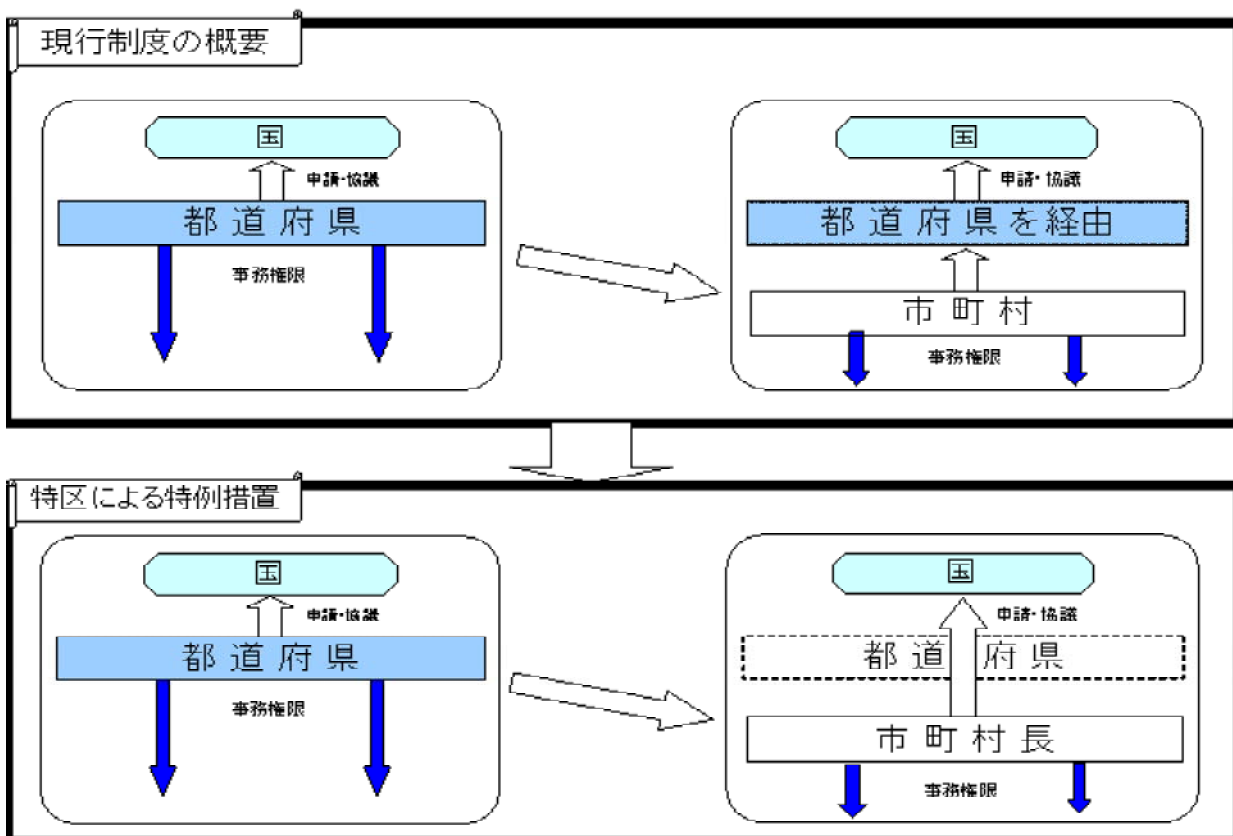
- 地方自治法第11章第4節に定める事務処理特例制度は、平成11年7月に制定された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる「地方分権一括法」）により創設されたものですが、その趣旨は、住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担当することができるようにすることにあります。当該制度により、都道府県は、地域の主体的な判断に基づき、事務処理特例条例を定めることにより、市町村の規模、能力等に応じて都道府県知事の権限を市町村長へ移譲することができます（地方自治法第252条の17の2第1項）（明文でもって事務処理特例制度の適用を除外している場合、又は明文では除外していないものの、個別の法令若しくは個々の規定の趣旨・目的から、事務処理特例制度の適用が除外されると解釈される場合があります。）。
- この場合、当該事務権限を定める個別法令上都道府県に関する規定については、市町村へ適用があるものとされています（同法第252条の17の3第1項）。したがって、当該事務権限を定める個別法令上、国と都道府県が協議等（国からの協議及び国への協議並びに国への申請等をいう。以下同じ。）を行うこととされている場合において、事務処理特例制度により市町村長に権限を移譲したときは、上記の規定により、本来は、国と、権限移譲を受けた市町村が直接協議等を行うものとされるべきところですが、これらの協議等については、市町村は都道府県を経由して行うこととされています（同法第252条の17の3第3項）。
- この「経由」の規定は、（国の同意等を得ることなく）都道府県の自らの判断により事務処理特例条例を定めることにより、国が、47の都道府県ではなく、多くの市町村との協議等に対応しなければならなくなる実態にかんがみて、国の行政機関に対

する地方公共団体の窓口の一元化等国の行政機関の便宜を図るほか、事務の性格によっては都道府県に必要な事実を承知させ場合により併せて都道府県から意見を徴することが、国、都道府県及び市町村を通じた事務の適正な遂行の観点から適当であることから設けられたものです。

**【特例措置の内容】**

都道府県が、事務処理特例条例を定めることにより、都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村において処理することとしている場合で、当該都道府県事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときに、当該特定の事務に関し当該市町村が行うこととされる国の行政機関との協議又は国の行政機関への申請等について、都道府県を経由せず行うことができるようにするものです。

( 特 例 の イ メ ー ジ )



**【趣旨】**

都道府県において、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより、都道府県事務について大きな合理化効果が期待されます。また、このような場合、国・地方を通じた行政事務の合理的かつ円滑な処理にも資すると考えられます。このため、地方自治法第252条の17の3第3項に規定される経由事務を行わないこととする地方自治法の特例を設けるものです。

**【説明】**

1. 「当該都道府県内の市町村（特別区及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条

第一項の広域連合を含む。以下この条において同じ。)が処理することとした場合(当該都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。)

国の行政機関の便宜を図ること等の国、都道府県及び市町村を通じた事務の適正な遂行を図る観点にかんがみれば、事務処理特例制度における都道府県経由規定の一般的必要性は、引き続き変わりません。

しかしながら、一定の要件の下、都道府県において、地方自治法第252条の17の3第3項に規定される経由事務を行わないこととすることにより、経由を含めた一切の事務(相当程度の専門知識の蓄積等)を行う必要がなくなり、都道府県の事務について大きな合理化効果が期待されるものであり、都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村(特別区及び都道府県の加入しない広域連合を含む。以下同じ。)が処理することとなる場合には、この規定の適用除外を認めることが適当です(例)参照)。

逆に、そうでない場合に都道府県による経由を行わないこととしても、都道府県には引き続き自ら処理する事務が残ることから、大きな合理化効果は期待できないところです。

(例) A県に計5市存在する場合

(1) 都道府県の権限に属するある事務を4市が処理することとなるケース

A県は4市に係る経由を行わないこととしても、残りの1市に係る事務を自ら処理することから、引き続き相当程度の専門知識等の蓄積を要し、大きな事務の合理化効果は期待できない(逆に、引き続き経由を行うこととしても、経由を行わない場合に比して追加的な専門知識の蓄積等の必要性は小さい。)

(2) 当該事務を5市すべてが処理することとなるケース

A県が引き続き経由を行う場合、適切に経由事務を処理するため必要となる相当程度の専門知識等の蓄積を必要とするが、5市すべてに係る経由を行わないこととすれば、こうした蓄積を行う必要がなくなり、大きな事務の合理化効果が期待できる。

なお、「都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合」とは、都道府県内のすべての市町村が事務を処理することとなる場合だけではなく、仮に事務が移譲されたとしても当該事務を処理することがない市町村(例：港湾に係る事務の移譲を行う場合の海面に面しない市町村)以外のすべての市町村が事務を処理することとなる場合も含まれます。

## 2. 「経由事務・・・を行わないことが、・・・、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、」

事務処理特例制度において、都道府県を経由することで、国の便宜を図り又は都道府県に必要な事実を承知させ場合により併せて意見を徴することが、「国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行」のために必要である場合には、同法第252条の17の3第3項の適用除外を認めることは適当ではありません(「想定される支障事例の3つの類型」参照)。

(想定される支障事例の3つの類型)

- ①市町村と国の協議等の件数が多大であるため、都道府県が経由しないことにより、国の事務が多  
大となり事務の適正な遂行ができないケース
- ②市町村と国の協議において、都道府県が経由しないことにより都道府県による意見の添付がなく  
、このため国（又は市町村）が適切な判断ができず（あるいは国（又は市町村）が都道府県の  
意見を求めることにより事務が多大となり）、事務の適正な遂行ができないケース（市町村か  
らの申請のケースも同様）
- ③都道府県が経由しないため、市町村と国の協議等の内容を把握できず、都道府県における、それ  
に関連する事務の適正な遂行ができないケース

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 （略）

（条例による事務処理の特例の効果）

第二百五十二条の十七の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

（許認可等の基準）

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出（以下本款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十一条の三第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十二条第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「申請等」という。）があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為（以下本款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。）をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2・3 （略）

2 都道府県知事は、前項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

## 【説明】

第1項の規定により、都道府県が本特例に係る認定を受けた場合には、認定の日以後は、地方自治法に基づく事務処理特例制度により国の行政機関との協議等を要する市町村は、都道府県知事を経由することなく、当該国の行政機関と直接協議等を行うこととなります。

本項は、認定後の当該協議等の事務の円滑化の観点から、都道府県知事に対し、第1項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村へ通知することを義務付けるものです。

なお、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、本特例措置の適用を受けるための構造改革特別区域計画の作成段階において、都道府県は関係市町村の意見を聴かなければならないこととされているところです。